

報告第6号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月24日提出

加東市長 岩根 正

| 専決番号 | 専決年月日 | 専決事項 | 内 容 |
|------|-----------|-------------------|--------|
| 第3号 | 令和4年5月30日 | 和解及び損害賠償の額を定めること。 | 別紙のとおり |

専決第3号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

加東市長 岩根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方の車両の修理費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 206,775円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年4月27日 午前11時30分頃

(2) 事故発生場所 加東市下滝野751番地 加東市さんあいセンター駐車場内

(3) 事故の内容 市職員が公務中、加東市さんあいセンター駐車場に車両を駐車し、運転席のドアを開けたところ、強風にあおられ、勢いよくドアが開いてしまい、隣に駐車していた相手方の車両の助手席側ドアに接触させ、破損させた。